「指定短期入所生活介護施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています (事業所番号 3570202691)

当施設は利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、及び契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

[目次]

1、施設経営法人	1
2、ご利用施設	1
3、居室の概要	2
4、職員の配置状況	3
5、当施設が提供するサービスと利用料金	3
6、施設を退所していただく場合	7
7、身元保証人について	8
8、苦情の受付について	8
9、付属文書	9

1、施設経営法人

- (1) 法 人 名 社会福祉法人 アスワン山荘
- (2) 法人所在地 山口県宇部市二俣瀬山王坂 40-221
- (3) 代表者氏名 理事長 國 吉 卓 也
- (4) 電話番号 0836-62-1010
- (5) 設立年月日 昭和53年2月24日

2、ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定短期入所介護施設
- (2) 施設の目的 要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正介護を提供 することを目的とする。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム あすとぴあ
- (4) 施設の所在地 山口県宇部市あすとぴあ七丁目1番2号
- (5) 電話番号 0836 53 5555
- (6) 施設長(管理者)氏名 竹内正典

(7) 当施設の運営方針

- ◇要介護者等の心身の特性を踏まえて、要介護者等が可能な限りその有する能力に 応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及 び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持 並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- ◇この事業は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状態等利 用者の心身の状態を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行う。
- ◇より良い福祉サービスの実現に向けて、公正・中立な機関による専門的・客観的 立場からの評価に基づき、更なるサービスの質の向上に向けた取り組みを行い、 利用者本位の福祉の実現を目指す。

【 第三者評価事業受審状況 】

直近の実施年月日:2016年2月24日

実 施 機 関 :山口県社会福祉協議会

評価結果:山口県社会福祉協議会及びWAMNETホームページ掲載

(8) 開設年月 平成24年9月1日

(9) 利用定員 琥珀ユニット 10人、真珠ユニット 10人、珊瑚ユニット 9人、

翡翠ユニット9人、瑠璃ユニット10人、瑪瑙ユニット10人 この内、29人(※定員居室を空床利用することが出来ます)

3、居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	29 室	ユニット型個室
合計	29 室	

◎共同生活室	3室	
◎浴室	4室	個浴×2・チェアー浴・シャワー式浴槽(☆)
◎医務室	1室	(☆)
機能訓練室	1室	(☆)
静養室	1室	(☆)
喫煙室	1室	(☆)
足湯室	1室	(☆)

- ※◎は厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている居室・設備等です。
- ※ (☆) は、地域密着型介護老人福祉施設と併用。
- ※居室の変更 利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者と協議のうえ決定するものとします。

- ※居室に関する特記事項 トイレの場所(居室内・居室外)等は、居室案内図をご確認下さい。
 - (2) 利用に当たって滞在費、食費等は別表1による利用料金をご負担いただきます。

①食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

朝食:383 円 昼食:542 円 夕食:520 円

②滞在に要する費用(光熱水費及び室料)

ユニット型個室: 2,066円

4、職員の配置状況 (特別養護老人ホーム定員 29 人分を含む)

当施設では、利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1、施設長(管理者)	1名	1名
2、介護職員	31名	19名
3、生活相談員	1名	1名
4、看護職員	2名	1名
6、介護支援専門員	1名	1名
7、医師	月2回	必要数

- ※常勤換算:職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の 所定勤務時間数(例 週40時間)で除した数です。
 - (例) 週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では 1 名 (8 時間×5 名 \div 40 時間 = 1 名) となります。

〈主な職種の勤務体制〉

	職種	勤務体制
1,	医師	隔週
2,	介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
		早出 7:30 ~ 16:30 6名
		遅出① 10:00 ~ 19:00 3名
		遅出② 11:00 ~ 20:00 3名
		夜勤 16:00 ~ 9:00 3名
3,	看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
		早出 8:00 ~ 17:00 1名
		日勤 8:30 ~ 17:30 1名
		遅出 9:00 ~ 18:00 1名

※土・日・祝日は上記と異なります。

5、当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについては、次の場合があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合
- 5-(1) 当施設が提供する基準介護サービス(契約書第2条参照) 以下のサービスについては、滞在費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①居室の提供

②食事

- ・当施設では管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床して、食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食 8:00 ~ 9:00 昼食 12:00 ~ 13:00 夕食 17:00 ~ 18:00

③入浴

- ・入浴は週2回、清拭は適宜行います。
- ・寝たきりでもシャワー式浴槽を使用して入浴することができます。
- ④排泄
- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ⑤健康管理
- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。
- ⑥夜間看護体制

夜間帯でも看護職員が必要に応じて緊急の呼び出しに対応できるよう、看護職員との連絡体制を定め、又医療機関との連携を図りつつ、施設における看護体制の強化を図ります。

- ・常勤の看護師を1名以上配置し、看護責任者を定めます。
- ・看護職員により、又は医療機関との連携により、24 時間連絡体制をとり、健康上の管理 等を行います。
- ⑦サービス提供体制強化
- ・介護職員における介護福祉士の割合を一定以上に保ち、質の高いサービスの提供に努めます。
- ⑧夜勤職員配置強化
- ・指定基準を上回る職員数を配置することで、夜間におけるサービスの強化に努めます。
- ⑨送迎
- ・通常の送迎の実施地域は、宇部市内となります。
- ⑩その他自立への支援
- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、適宜、着替えを行うよう配慮します。

- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- 〈サービス利用料金〉(契約書第4条参照)

別表1の料金表によって、お支払い下さい。

- ※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
- ※居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には認定証に記載している負担限度額とします。

5- (2)、5- (1) 以外のサービス (契約書第3条)

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①理髪・美容

• 理髪サービス

月に 2 回程度の出張理容師による理髪サービス (調髪、顔剃、洗髪) を利用いただけます。

美容サービス

月に 2 回程度の出張美容師による美容サービス (調髪、パーマ、洗髪) を利用いただけます。

②レクリエーション・クラブ活動

利用者のご希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金:材料代等の実費をいただくことがあります。

主なレクリエーション行事予定

月 行事	行事とその内容	実施場所・行先
1月	新年互礼会、初詣	地域交流スペース、琴崎八幡宮
2月	バイキング	地域交流スペース
3月	ぱんだ保育園慰問	地域交流スペース
4月	お花見	片倉公園
5月	バイキング	地域交流スペース
6月	避難訓練	
7月		
8月	バイキング	地域交流スペース
9月	敬老会	地域交流スペース
10 月	運動会	ぱんだ保育園
11 月	バイキング、避難訓練	地域交流スペース
12 月	クリスマス・忘年会、餅つき	地域交流スペース、ぱんだ保育園

※毎月の行事 誕生会

※クラブ活動 映画クラブ

※慰問 踊り・歌・民謡等

③複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき 白黒 10 円 カラー 40 円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で、利用者に負担いただくこと が適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。(クリーニング代、病院診療代、 個人の嗜好品の購入代等)

おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

⑤契約書第16条に定める所定の料金(1日あたり)

利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居 室が明け渡された日までの期間に係る料金

利用者の要介護	要介護 1・2・3・4・5
ユニット型個室第4段階	2,066 円
基準費用額	
ユニット型個室第3段階	1,370 円
基準費用額	
ユニット型個室第2段階	880 円
基準費用額	
ユニット型個室第1段階	880 円
基準費用額	

(3) サービス利用料金のお支払い方法(契約書第4条参照)

5-(1)の料金のお支払いは、次のとおりとします。

毎月末日締め切りで翌々月1日までのお支払いとし、

入居者若しくは御家族名義の山口銀行指定預金口座より自動引き落としとします。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

5- (2) 料金につきましても、入居者若しくは御家族名義の山口銀行指定預金口座より自動引き落としとします。

尚、口座引落に係る手数料につきましては、入居者のご負担となります。

(4) 利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者のご希望により下記協力医療機関において診療や治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・治療を義務づけるものでもありません。)

協力医療機関

医療法人博愛会 宇部記念病院

医療法人和同会 宇部リハビリテーション病院

6、施設を退所していただく場合(契約の終了について)

以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、利用者に退所していただくことになります。(契約書第12条参照)

- ①事業者が解散した場合、倒産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ②施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ③当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ④利用者から退所の申し出があった場合 (詳細は以下をご参照下さい)
- ⑤事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい)
- (1) 利用者からの退所の申し出の場合(中途解約・契約解除)

(契約書第13条、第14条参照)

契約の有効期間であっても、利用者から退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の前日までにお申し出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②利用者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく、本契約に定める短期入所生活介護 サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により、利用者の身体・財物・信用等 を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められ る場合
- ⑥他の利用者や入居者等が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
- (2) 事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)

(契約書第15条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者による、サービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらず、これが支払われない場合
- ③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者

や入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

7、身元保証人(契約書第17条参照)

契約締結にあたり確実な保証能力を有する者を、身元保証人に定めていただきます。

- (1) 身元保証人は、利用者が提出する誓約書の内容について連帯保証していただきます。
- (2) 身元保証人は、費用の支払い等について連帯保証するとともに、利用契約が解除された場合には利用者の身元引受をしていただきます。尚、残置物がある場合、これを引き取っていただきます。
- 8、苦情の受付について(契約書第19条参照)
 - (1) 当施設における苦情の受付 当施設における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。
 - ○苦情受付窓口 特別養護老人ホーム あすとびあ 事務所
 - ○受付時間 毎週月曜日~金曜日 (国民の休日を除く) 8:30 ~ 17:30
 - (2) 行政機関その他苦情受付機関
 - ①宇部市役所 所在地 宇部市常盤町一丁目7番1号

高齢福祉課 電話番号 0836 - 34 - 8393

受付時間 8:30 ~ 17:15

②国民健康保険団体連合会 所在 地 山口市大字朝田字岡の口 1980 番地の 7

介護保険課苦情相談班 (国保会館)

電話番号 083 - 995 - 1010

受付時間 9:00 ~ 17:00

③山口県社会福祉協議会 所在地 山口市大手町9番6号

福祉サービス利用援助等 電話番号 083 - 924 - 2837 運営適正化委員会 受付時間 $8:30 \sim 17:15$

短期入所生活介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

特別養護老人ホーム あすとぴあ

説明者 職 名

氏 名 即

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービスの提供開始 に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所

(契約者)

氏名

代筆者 住所

(身元保証人)

氏名

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、 利用者又は代筆者への重要事項説明のために作成したものです。